

## 事例4 古河電池(株)による三洋電機(株)のニカド電池事業の譲受け

### 第1 当事会社

古河電池株式会社（法人番号7020001010527）（以下「古河電池」という。）及び三洋電機株式会社（法人番号1120001155854）（以下「三洋電機」という。）は、いずれもニッケルカドミウム電池（以下「ニカド電池」という。なお、以下では、ニカド電池の極板等を部材とする素電池を「ニカド素電池」といい、ニカド素電池等を部材とする組電池を「ニカド組電池」という。）の製造販売業（以下「ニカド電池事業」という。）を営む会社である。

以下、三洋電機の最終親会社であるパナソニック株式会社（法人番号3120001236504）と既に結合関係が形成されている企業の集団を「パナソニックグループ」といい、古河電池及びパナソニックグループを併せて「当事会社グループ」という。

### 第2 本件の概要及び関係法条

本件は、古河電池が三洋電機からニカド電池事業を譲り受けること（以下「本件行為」という。）を計画したものである。

パナソニックグループに属する会社のうち、三洋電機以外にもニカド電池事業に関連する資産を保有している会社があるが、三洋電機は当該会社から当該資産を譲り受けた上で、ニカド電池事業を古河電池に譲渡するとしている。

本件行為は届出要件を満たさないが、古河電池から本件行為に係る具体的な計画を示されて相談があったことから、公正取引委員会は、届出を要する企業結合計画について届出が行われた場合に準じて企業結合審査を行ったものである。

関係法条は、独占禁止法第16条である。

なお、当事会社グループが営む事業の間で競合又は取引関係にあるものは多数存在するところ、以下は、競争に与える影響が比較的大きいと考えられた、①円筒形ニカド素電池製造販売業、②非常用放送設備用の円筒形ニカド組電池製造販売業及び③防火シャッター（連動中継器）用の円筒形ニカド組電池製造販売業における各水平型企业結合の検討結果について詳述したものである。

### 第3 商品・役務の概要等

#### 1 概要

##### (1) ニカド電池の種類等

ニカド電池は、正極に水酸化ニッケル、負極にカドミウム、電解液にアルカリ水溶液を使用し、充電して何度も使うことのできる二次電池である。ニカド電池は、大きく分けると、小型である「円筒形」と大型である「角形」の2種類がある。

## (2) ニカド電池の需要の傾向

ニカド電池は、環境負荷が高いとされるカドミウムを負極に使用しているため、近年の環境意識の高まりを背景に、ニッケル水素電池やリチウムイオン電池といったニカド電池以外の種類の二次電池への切替えが進んでおり、需要が縮小傾向にある。

## 2 円筒形のニカド電池の製造工程、商流等

### (1) 円筒形のニカド電池の製造工程

円筒形のニカド電池の製造工程は、おおまかに、①極板を製造する工程、②極板等の部材を組み合わせて円筒形のニカド素電池（「セル」とも呼ばれる単電池。以下「円筒形ニカド素電池」という。）を製造する工程及び③円筒形ニカド素電池をパック加工して円筒形のニカド組電池（以下「円筒形ニカド組電池」という。）を製造する工程に分かれる。当事会社グループは、上記①ないし③の全ての工程を行っている。

古河電池は、自社製（内製品）の極板及びパナソニックグループから購入した極板を用いて円筒形ニカド素電池を製造するとともに、自社製（内製品）の円筒形ニカド素電池及びパナソニックグループから購入した円筒形ニカド素電池を用いて円筒形ニカド組電池を製造している。

なお、古河電池は、自社製の極板の外販はしていない。

一方、パナソニックグループは、自社製（内製品）の極板を用いて円筒形ニカド素電池を製造し、この円筒形ニカド素電池を用いて円筒形ニカド組電池を製造している。

### (2) 極板

ニカド素電池は、極板等の部材を組み合わせて製造される。ニカド素電池の極板には円筒形用・角形用の区別はない。ニカド素電池の極板を国内で製造する事業者は、当事会社グループのみであるが、前記(1)のとおり古河電池は極板を外販していないため、パナソニックグループは、ニカド素電池の極板を他の電池メーカーに販売する国内唯一の事業者である。

### (3) 円筒形ニカド素電池

#### ア メーカー等

ニカド素電池には「円筒形」と「角形」があり、寸法等が異なるところ、円筒形が小型、角形が大型である。円筒形ニカド素電池の国内メーカーは、当事会社グループのみである。

#### イ 当事会社グループが製造する円筒形ニカド素電池の型式

円筒形ニカド素電池は、当事会社グループがそれぞれ設定している型式に

より、電圧（V）、容量（mAh）、質量（g）、寸法（直径mm×高さmm）、標準充電（電流mA×時間hr）等が異なる。当事会社グループが製造する円筒形ニカド素電池の型式のうち、同等品と考えられるものは僅かである。

なお、円筒形ニカド素電池メーカーが、製造していない容量や寸法の円筒形ニカド素電池を新たに製造する場合には、多額の設備投資費用を要することに加え、投資決定から生産開始までに数年の期間が掛かる。

#### (4) 円筒形ニカド組電池

##### ア 用途

前記(1)のとおり、円筒形ニカド組電池は、円筒形ニカド素電池をパック加工したものである。円筒形ニカド組電池は、非常用放送設備用、防火シャッター（連動中継器）用のほか、ビル非常灯用（小型）・誘導灯用、医療機器用、民生用、産業機器用等の用途に使用されている。

円筒形ニカド組電池の大きさや容量等は、円筒形ニカド組電池を搭載する機器の大きさ、当該機器に円筒形ニカド組電池を収納するスペースの大きさ、当該機器の用途等により異なっている。このため、円筒形ニカド組電池メーカーは、円筒形ニカド組電池を搭載する機器に合うように円筒形ニカド素電池を選択して円筒形ニカド組電池を製造する。このように、円筒形ニカド組電池は、それを搭載する機器の仕様に合うように製造される特注品である。

##### イ メーカー等

##### (7) 非常用放送設備用の円筒形ニカド組電池

非常用放送設備用の円筒形ニカド組電池は、火災等の発生時に建物内の人々に火災発生の警報及び避難誘導を行うための放送設備に用いられる円筒形ニカド組電池である。非常用放送設備用の円筒形ニカド組電池のメーカーは、当事会社グループのみである。

##### (イ) 防火シャッター（連動中継器）用の円筒形ニカド組電池

防火シャッター（連動中継器）とは、火災時に防火シャッターが自動で閉鎖する際に人が挟まれる事故を防止する感知装置を搭載したものであり、そのバックアップ電源として円筒形ニカド組電池が用いられている。

防火シャッター（連動中継器）用の円筒形ニカド組電池のメーカーは、当事会社グループのみである。

#### (5) 円筒形のニカド電池の商流等

##### ア 商流

円筒形のニカド電池に係る一般的な商流は次のとおりである。

パナソニックグループが製造した極板は、円筒形ニカド素電池メーカーである古河電池に販売される。古河電池は自社で内製した極板及びパナソニックグループから購入した極板を用いて、円筒形ニカド素電池を製造している。一方、パナソニックグループは、自社で製造した極板を用いて円筒形ニカド素電池を製造している。

円筒形ニカド素電池メーカーである当事会社グループは、製造した円筒形ニカド素電池を円筒形ニカド組電池メーカーに販売している。

円筒形ニカド組電池メーカーは、需要者である機器メーカーの要望に応じた円筒形ニカド組電池を製造するため、それに合った円筒形ニカド素電池を選択して購入し、これをパック加工することによって円筒形ニカド組電池を製造している。

円筒形ニカド組電池メーカーは古河電池、パナソニックグループ等である。

## イ 価格設定

極板、円筒形ニカド素電池及び円筒形ニカド組電池のそれぞれに係る価格交渉は、各取引当事者間において行われている。

なお、古河電池は、製造コストが安定していたことから、長年、円筒形ニカド素電池及び円筒形ニカド組電池について値上げを行っていない。

パナソニックグループも、上記の古河電池と同様の理由により、大部分の需要者には、長年、円筒形ニカド素電池及び円筒形ニカド組電池について値上げを行っていない。

## 3 ニカド電池以外の種類の二次電池

ニカド電池以外の種類の二次電池としては、ニッケル水素電池、リチウムイオン電池及び鉛蓄電池がある。二次電池の需要者は、必要とする電圧、放電特性、大きさ、コスト、安全性等を踏まえて、使用する二次電池の種類を選定している。円筒形ニカド組電池は、防火シャッター（連動中継器）用、ビル非常灯用（小型）・誘導灯用、医療機器用及び民生用を中心に、ニッケル水素電池又はリチウムイオン電池への切替えが進んでおり、需要が縮小傾向にある。

## 第4 一定の取引分野

### 1 商品・役務範囲

#### (1) 円筒形ニカド素電池と円筒形ニカド組電池の代替性

##### ア 需要の代替性

円筒形ニカド組電池は円筒形ニカド素電池をパック加工したものであるため、円筒形ニカド素電池は円筒形ニカド組電池を構成する部材の1つといえる。このため、円筒形ニカド素電池と円筒形ニカド組電池とを別個の商品・役務として検討するのではなく、円筒形ニカド組電池としてのみ検討すれば

足りるとも考えられる。

しかしながら、当事会社グループから円筒形ニカド素電池を購入して円筒形ニカド組電池の製造を行っている円筒形ニカド組電池メーカーもあり、実態として、円筒形ニカド素電池はそれ自体が取引の客体となっていることから、円筒形ニカド素電池の需要者は、円筒形ニカド素電池に一定の価格引上げがあったとしても、その代わりとして円筒形ニカド組電池を購入することはないと考えられる。

したがって、円筒形ニカド素電池と円筒形ニカド組電池の間には、需要の代替性が認められない。

#### イ 供給の代替性

当事会社グループは、円筒形ニカド素電池の製造も円筒形ニカド組電池の製造も行っているが、円筒形ニカド素電池の製造に必要な設備・ノウハウ等と円筒形ニカド組電池の製造に必要な設備・ノウハウ等は異なる。このため、円筒形ニカド組電池メーカーであったとしても、多大な追加的費用やリスクを負うことなく、短期間のうちに、円筒形ニカド素電池の製造に転換することは困難と考えられる。

したがって、円筒形ニカド素電池と円筒形ニカド組電池の間には、供給の代替性が認められない。

#### ウ 小括

以上から、円筒形ニカド素電池と円筒形ニカド組電池は、異なる商品・役務と画定される。

### (2) 円筒形ニカド素電池

#### ア 円筒形と角形の代替性

##### (7) 需要の代替性

円筒形ニカド素電池は、小型である円筒形ニカド組電池の製造に用いられ、角形のニカド素電池（以下「角形ニカド素電池」という。）は、大型である角形のニカド組電池（以下「角形ニカド組電池」という。）の製造に用いられる。このため、需要者は、円筒形ニカド素電池に一定の価格引上げがあったとしても、その代わりとして角形ニカド素電池を購入することはないと考えられる。このことは角形ニカド素電池に一定の価格引上げがあった場合も同様と考えられる。

したがって、円筒形ニカド素電池と角形ニカド素電池の間には、需要の代替性が認められない。

##### (イ) 供給の代替性

ニカド素電池は、基本的には、容量や寸法が異なると同じ製造設備で製造することができない。円筒形は小型、角形は大型のニカド素電池であり、容量や寸法が大きく異なるため、円筒形ニカド素電池のみを製造販売する事業者が新たに角形ニカド素電池を製造するためには、新たな製造設備を構築する必要があると考えられる。このことは、角形ニカド素電池のみを製造販売する事業者が新たに円筒形ニカド素電池を製造する場合も同様と考えられる。

したがって、円筒形ニカド素電池と角形ニカド素電池の間には、供給の代替性が認められない。

#### (ウ) 小括

以上から、円筒形ニカド素電池と角形ニカド素電池は、異なる商品・役務と画定される。本件において検討対象となる商品・役務は円筒形ニカド素電池であるため、以下、円筒形ニカド素電池について検討する。

### イ 円筒形ニカド素電池とニカド電池以外の種類の二次電池の代替性

#### (ア) 需要の代替性

円筒形ニカド組電池を製造するには、部材である円筒形ニカド素電池を用いる必要がある。ニッケル水素電池などニカド電池以外の種類の二次電池を用いて円筒形ニカド組電池を製造することはできない。したがって、円筒形ニカド素電池の需要者である円筒形ニカド組電池メーカーは、円筒形ニカド組電池を製造するためにニカド電池以外の種類の二次電池を購入することはない。

したがって、円筒形ニカド素電池とニカド電池以外の種類の二次電池の間には、需要の代替性が認められない。

#### (イ) 供給の代替性

二次電池は、ニカド電池、ニッケル水素電池等の種類によってそれぞれ特徴が異なるため、円筒形ニカド素電池を製造するために必要な設備・ノウハウ等と、ニカド電池以外の種類の二次電池を製造するために必要な設備・ノウハウ等は異なる。このため、円筒形ニカド素電池とニカド電池以外の種類の二次電池は、一方の製造販売ができるとしても、多大な追加的費用やリスクを負うことなく、短期間のうちに、もう一方の製造販売に転換できるものではない。

したがって、円筒形ニカド素電池とニカド電池以外の種類の二次電池の間には、供給の代替性が認められない。

#### (ウ) 小括

以上から、円筒形ニカド素電池とニカド電池以外の種類の二次電池は、異なる商品・役務と画定される。

## ウ 型式間の代替性

### (7) 需要の代替性

当事会社グループは、円筒形ニカド素電池の型式を、電圧(V)、容量(mAh)、質量(g)、寸法(直径mm×高さmm)、標準充電(電流mA×時間hr)等の違いによって設定しているが、いずれの型式であっても、円筒形ニカド素電池の機能効用は、必要な電気を継続的に供給するという点にある。また、円筒形ニカド素電池の需要者である円筒形ニカド組電池メーカーは、円筒形ニカド組電池の需要者である機器メーカーが要求する大きさや性能等に合った円筒形ニカド組電池を製造するため、当事会社グループが製造する様々な型式の円筒形ニカド素電池の中から適切なものを選択し、複数の円筒形ニカド素電池をパック加工することで円筒形ニカド組電池を製造している。円筒形ニカド組電池メーカーが、その需要者の要求を満たす円筒形ニカド組電池を製造しようとする場合、特定の型式の円筒形ニカド素電池しか選択肢に入らない場合もあると考えられるが、需要者の要求を満たし得る円筒形ニカド素電池の組合せは必ずしも一様ではないと考えられる。

以上から、円筒形ニカド素電池の型式間の需要の代替性は、一定程度認められる。

### (4) 供給の代替性

基本的に、現に製造している容量や寸法と異なる円筒形ニカド素電池を新たに製造するためには、新たな製造設備を構築する必要がある。このため、多大な追加的費用やリスクを負うことなく、短期間のうちに、型式の異なる円筒形ニカド素電池に製造販売を転換することは難しいと考えられる。

以上から、型式の異なる円筒形ニカド素電池の間には、供給の代替性が認められない。

### (5) 小括

以上のとおり、型式の異なる円筒形ニカド素電池の間には、供給の代替性が認められないため、円筒形ニカド素電池の一定の取引分野は、個々の型式ごとに形成されているとも考えられる。

しかしながら、円筒形ニカド素電池の製造販売市場が個々の型式ごとに形成されるとした場合、当事会社グループは、ほとんどの型式の市場において競合しないことになるが、より慎重に検討する観点からは、型式横断

的に商品・役務範囲を画定して、当事会社グループが同一市場で競合していると考えて検討した方が適切と考えられることから、円筒形ニカド素電池の商品・役務範囲は、型式横断的に画定するのが適当と考えられる。

なお、型式の違いに着目した場合の当事会社グループ間の競合の程度は、後記第6の、本件行為が競争を実質的に制限することとなるかの検討において考慮することとする。

## エ 小括

以上から、商品・役務範囲を「円筒形ニカド素電池」として画定した。

### (3) 円筒形ニカド組電池

#### ア 円筒形と角形の代替性

##### (7) 需要の代替性

ニカド組電池には、円筒形と角形がある。円筒形ニカド組電池は、非常用放送設備用、防火シャッター（連動中継器）用のほか、ビル非常灯用（小型）・誘導灯用、医療機器用、民生用、産業機器用等の用途に使用されている。一方、角形ニカド組電池は、航空機用や鉄道車両用といった用途に使用されており、円筒形と角形は用途が異なっている。このため、需要者は、円筒形ニカド組電池に一定の価格引上げがあったとしても、その代わりとして角形ニカド組電池を購入することはないと考えられる。このことは角形ニカド組電池に一定の価格引上げがあった場合も同様と考えられる。

このように、円筒形ニカド組電池と角形ニカド組電池の間には、需要の代替性が認められない。

##### (イ) 供給の代替性

円筒形ニカド組電池と角形ニカド組電池では、ニカド組電池を搭載する機器の使用条件やニカド組電池の収納スペースの大きさ等が異なる。また、円筒形ニカド組電池を搭載する機器と、角形ニカド組電池を搭載する機器では特性等に違いがあるため、円筒形ニカド組電池と角形ニカド組電池では求められる性能・仕様が異なると考えられる。円筒形ニカド組電池メーカーは、円筒形ニカド組電池を搭載する機器の大きさや特性を踏まえて、当該機器に合った円筒形ニカド素電池を選択して購入し、これをパック加工することによって円筒形ニカド組電池を製造している。このため、円筒形ニカド組電池を製造する技術・ノウハウ等があっても、角形ニカド組電池を製造することが難しい場合もあると考えられる。

したがって、円筒形ニカド組電池と角形ニカド組電池の間の供給の代替性は限定的と考えられる。



**(ウ) 小括**

以上のことから、円筒形ニカド組電池と角形ニカド組電池は異なる商品・役務に画定される。

**イ 円筒形ニカド組電池とニカド電池以外の種類の二次電池の代替性****(ア) 需要の代替性**

円筒形ニカド組電池の需要者である機器メーカーは、自社が製造する機器に必要な電圧、放電特性、大きさ、コスト、安全性等を踏まえて、当該機器に搭載する二次電池の種類（ニカド電池、ニッケル水素電池等）を選定している。

ニカド電池とニカド電池以外の種類の二次電池は特徴が異なるが、防火シャッター（連動中継器）用のほか、ビル非常灯用（小型）・誘導灯用、医療機器用及び民生用の円筒形ニカド組電池については、ニカド電池以外の種類の二次電池への切替えが進んでいる。

他方で、ニカド電池とニカド電池以外の種類の二次電池では性能や価格等に違いがあるため、非常用放送設備用のようにニカド電池以外の種類の二次電池への切替えが余り進んでいないものもある。

以上を踏まえると、円筒形ニカド組電池とニカド電池以外の種類の二次電池との間の需要の代替性は一定程度認められると考えられる。

**(イ) 供給の代替性**

ニカド電池とニカド電池以外の種類の二次電池では、特徴が異なるため、製造に必要な技術・ノウハウ等に一定の違いがあると考えられる。このため、円筒形ニカド組電池とニカド電池以外の種類の二次電池は、一方の製造販売ができるとしても、多大な追加的費用やリスクを負うことなく、短期間のうちに、もう一方の製造販売に転換できるものではないと考えられる。

したがって、円筒形ニカド組電池とニカド電池以外の種類の二次電池との間の供給の代替性は限定的と考えられる。

**(ウ) 小括**

以上を踏まえ、より慎重に検討する観点から、円筒形ニカド組電池とニカド電池以外の種類の二次電池を別の商品・役務範囲として画定する。

また、前記(ア)のとおり、防火シャッター（連動中継器）用などの一部の用途の円筒形ニカド組電池については、ニカド電池以外の種類の二次電池への切替えが進んでいることを踏まえ、ニカド電池以外の種類の二次電池については隣接市場からの競争圧力として検討することとする。

## ウ 用途の異なる円筒形ニカド組電池間の代替性

### (7) 需要の代替性

円筒形ニカド組電池は、非常用放送設備用、防火シャッター（連動中継器）用といった用途によって使用条件や収納スペース等が異なるほか、用いられる円筒形ニカド素電池の容量、質量、使用可能な温度範囲及び寸法等が異なる。用途の異なる円筒形ニカド組電池は、大きさや性能が異なるほか価格にも違いがあるため、需要者は、ある用途向けの円筒形ニカド組電池に一定の価格引上げがあったとしても、その代わりとして他の用途向けの円筒形ニカド組電池を購入することはないと考えられる。

したがって、用途の異なる円筒形ニカド組電池間の需要の代替性は認められない。

### (4) 供給の代替性

円筒形ニカド組電池は、用途によって使用条件や収納スペース等が異なる。また、円筒形ニカド組電池を搭載する機器は用途によって特性等に違いがあるため、円筒形ニカド組電池に求められる性能・仕様は用途によって異なると考えられる。円筒形ニカド組電池メーカーは、円筒形ニカド組電池を搭載する機器の用途等を踏まえて当該機器に合った円筒形ニカド素電池を選択して購入し、これをパック加工することによって円筒形ニカド組電池を製造している。このため、円筒形ニカド組電池メーカーは、ある用途の円筒形ニカド組電池を製造する技術・ノウハウ等があっても、多大な追加的費用やリスクを負うことなく、短期間のうちに、それ以外の用途の円筒形ニカド組電池の製造に転換することは難しい場合もあると考えられる。

したがって、用途の異なる円筒形ニカド組電池間の供給の代替性は限定的と考えられる。

### (5) 小括

以上のことから、円筒形ニカド組電池の商品・役務範囲は用途ごとに画定される。

## エ 新設用と交換用の円筒形ニカド組電池の代替性

新品の機器に搭載される新設用の円筒形ニカド組電池と、交換用の円筒形ニカド組電池は、同じ電池であるため、需要の代替性も供給の代替性も認められる。

したがって、円筒形ニカド組電池の商品・役務範囲は、新設用も交換用も同一の商品・役務として画定される。

### オ 各機器用の円筒形ニカド組電池間の代替性

前記第3の2(4)アに記載したとおり、円筒形ニカド組電池は、それを搭載する機器の仕様に合うように製造される特注品であるため、円筒形ニカド組電池の一定の取引分野は、各機器用の円筒形ニカド組電池ごとに形成されているとも考えられる。

しかしながら、円筒形ニカド組電池の製造販売市場が各機器用の円筒形ニカド組電池ごとに形成されたとした場合、当事会社グループは、ほとんどの市場において競合しないことになるが、より慎重に検討する観点からは、用途ごとに商品・役務範囲を画定して、当事会社グループが同一市場で競合していると考えて検討した方が適切と考えられる。

なお、各機器用の円筒形ニカド組電池における当事会社グループ間の競合の程度は、後記第6の、本件行為が競争を実質的に制限することとなるかの検討において考慮することとする。

### カ 小括

以上から、円筒形ニカド組電池は、その用途ごと、すなわち「非常用放送設備用」及び「防火シャッター（連動中継器）用」として画定した。

## 2 地理的範囲

### (1) 円筒形ニカド素電池

円筒形ニカド素電池の需要者である円筒形ニカド組電池メーカーは、我が国の円筒形ニカド素電池メーカー（当事会社グループのみ）から円筒形ニカド素電池を購入している。また、当事会社グループは、円筒形ニカド素電池を日本全国に販売しているが、日本国内の地域の違いによる価格差は特段生じていない。

以上から、円筒形ニカド素電池の地理的範囲は「日本全国」として画定した。

### (2) 各用途の円筒形ニカド組電池

円筒形ニカド組電池の需要者である機器メーカーは、我が国の円筒形ニカド組電池メーカーから各用途の円筒形ニカド組電池を購入している。また、当事会社グループは、各用途の円筒形ニカド組電池を日本全国に販売しているが、日本国内の地域の違いによる価格差は特段生じていない。

以上から、各用途の円筒形ニカド組電池の地理的範囲は「日本全国」として画定した。

## 第5 一定の取引分野におけるセーフハーバー基準の該当性

①円筒形ニカド素電池製造販売業、②非常用放送設備用の円筒形ニカド組電池

製造販売業及び③防火シャッター（連動中継器）用の円筒形ニカド組電池製造販売業の市場シェアの状況は表1から表3までのとおりであり、いずれも水平型企業結合のセーフハーバー基準に該当しない。

**【表1 令和2年度における円筒形ニカド素電池製造販売業の市場シェア】**

順位	会社名	市場シェア
1	パナソニックグループ	約70%
2	古河電池	約30%
合計		100%
合算市場シェア・順位：100%・第1位		

**【表2 令和2年度における非常用放送設備用の円筒形ニカド組電池製造販売業の市場シェア】**

順位	会社名	市場シェア
1	パナソニックグループ	約65%
2	古河電池	約35%
合計		100%
合算市場シェア・順位：100%・第1位		

**【表3 令和2年度における防火シャッター（連動中継器）用の円筒形ニカド組電池製造販売業の市場シェア】**

順位	会社名	市場シェア
1	古河電池	約60%
2	パナソニックグループ	約40%
合計		100%
合算市場シェア・順位：100%・第1位		

## 第6 独占禁止法上の評価

### 1 円筒形ニカド素電池製造販売業

#### (1) 単独行動による競争の実質的制限

##### ア 当事会社グループの地位及び競争者の状況

当事会社グループ以外に円筒形ニカド素電池を製造している事業者はおらず、競争者が存在しないため、競争者からの競争圧力は認められない。ただし、前記第3の2(3)イのとおり、当事会社グループが製造する円筒形ニカド素電池の型式のうち、同等品と考えられるものは僅かしかなく、当事会社グループ間の競合の程度が限定的であることから、本件行為が円筒形ニカド素電池製造販売市場における競争に及ぼす影響は限定的と考えられる。

## イ 輸入

輸入品の円筒形ニカド素電池はほとんど購入されていないため、輸入圧力は限定的である。

## ウ 参入

前記第3の1(2)及び3のとおり、ニカド電池は、ニッケル水素電池やリチウムイオン電池といったニカド電池以外の種類の二次電池への切替えが進んでおり、需要が縮小傾向にあるため、今後、新規参入を予定している事業者はない。したがって、参入圧力は認められない。

## エ 隣接市場からの競争圧力

円筒形ニカド組電池を製造するためには、円筒形ニカド素電池を用いなければならないため、円筒形ニカド素電池には隣接市場が存在しないと考えられる。

しかし、円筒形ニカド素電池の川下市場に当たる円筒形ニカド組電池の製造販売市場に対しては、ニッケル水素電池等からの競争圧力が働いている。実際、防火シャッター（連動中継器）用、ビル非常灯用（小型）・誘導灯用等の円筒形ニカド組電池においてはニッケル水素電池等への切替えが進んでおり、需要が縮小傾向にある。また、非常用放送設備用の円筒形ニカド組電池については、一部のメーカーが既に非常用放送設備用のニッケル水素電池の開発を完了しているなどの状況がみられる。

このように、円筒形ニカド組電池について進行しているニカド電池からニッケル水素電池等への切替えの動きは、それ自体が当事会社グループによる円筒形ニカド素電池の価格引上げに対する牽制力になっていると考えられる。

このため、間接的な隣接市場であるニッケル水素電池等からの競争圧力が認められる。

## オ 需要者からの競争圧力

円筒形ニカド素電池は当事会社グループしか製造販売しておらず、需要者からの競争圧力は限定的である。

## カ 小括

以上のとおり、円筒形ニカド素電池は、当事会社グループ以外に製造販売している事業者がいないため競争者からの競争圧力は認められず、参入圧力も認められない。また、輸入圧力及び需要者からの競争圧力も限定的である。

しかし、円筒形ニカド素電池の川下市場である円筒形ニカド組電池につい

ではニカド電池からニッケル水素電池等への切替えが進んでいることから、間接的な隣接市場からの競争圧力が認められると考えられる。

さらに、当事会社グループが製造する円筒形ニカド素電池の型式のうち、同等品と考えられるものは僅かしかなく、円筒形ニカド素電池における当事会社グループ間の競合の程度が限定的であることから、本件行為が円筒形ニカド素電池製造販売市場における競争に及ぼす影響は限定的と考えられる。

## (2) 協調的行動による競争の実質的制限

現在、円筒形ニカド素電池製造販売市場には当事会社グループしかおらず、本件行為により当該市場における競争単位が2つから1つとなることから、協調的行動による競争の実質的制限は生じない。

## 2 非常用放送設備用の円筒形ニカド組電池製造販売業

### (1) 単独行動による競争の実質的制限

#### ア 当事会社グループの地位及び競争者の状況

当事会社グループ以外に非常用放送設備用の円筒形ニカド組電池を製造している事業者はおらず、競争者が存在しないため、競争者からの競争圧力は認められない。

しかしながら、前記第3の2(4)アのとおり、円筒形ニカド組電池は、それを搭載する機器の仕様に合わせて製造される特注品である上、円筒形ニカド組電池の需要者は、円筒形ニカド組電池の購入先をある程度決めており、当該購入先以外からは余り購入しない傾向がある。

これらのことからすると、当事会社グループ間の競合の程度が限定的であることから、本件行為が非常用放送設備用の円筒形ニカド組電池製造販売市場における競争に及ぼす影響は限定的と考えられる。

#### イ 輸入

輸入品の非常用放送設備用の円筒形ニカド組電池はほとんど購入されていないため、輸入圧力は限定的である。

#### ウ 参入

前記第3の1(2)及び3のとおり、ニカド電池は、ニッケル水素電池やリチウムイオン電池といったニカド電池以外の種類の二次電池への切替えが進んでおり、需要が縮小傾向にあるため、今後、新規参入を予定している事業者はない。したがって、参入圧力は認められない。

#### エ 隣接市場からの競争圧力

非常用放送設備用の円筒形ニカド組電池は、現時点では、ニカド電池以外

の種類二次電池への切替えが進んでいないものの、一部のメーカーが既に非常用放送設備用のニッケル水素電池の開発を完了しているなどの状況がみられる。また、防火シャッター（連動中継器）用、ビル非常灯用（小型）・誘導灯用等の円筒形ニカド組電池においてはニッケル水素電池等への切替えが進んでおり、需要が縮小傾向にある。

このように、円筒形ニカド組電池について進行しているニカド電池からニッケル水素電池等への切替えの動きは、それ自体が当事会社グループによる円筒形ニカド組電池の価格引上げに対する牽制力になっていると考えられる。

このため、隣接市場であるニッケル水素電池等からの競争圧力が認められる。

#### オ 需要者からの競争圧力

需要者からの圧力があると評価できる事情は見当たらないため、需要者からの競争圧力は限定的と考えられる。

#### カ 小括

以上のとおり、非常用放送設備用の円筒形ニカド組電池は、当事会社グループ以外に製造販売している事業者がいらないため競争者からの競争圧力は認められず、参入圧力も認められない。また、輸入圧力及び需要者からの競争圧力も限定的である。

しかし、円筒形ニカド組電池についてはニカド電池からニッケル水素電池等への切替えが進んでいる状況にあることから、隣接市場からの競争圧力が認められると考えられる。

さらに、円筒形ニカド組電池は搭載する機器それぞれの仕様に合わせて製造される特注品である上、円筒形ニカド組電池の需要者は、円筒形ニカド組電池の購入先をある程度決めており、当該購入先以外からは余り購入しない傾向があることからすれば、非常用放送設備用の円筒形ニカド組電池における当事会社グループ間の競合の程度が限定的であり、本件行為が非常用放送設備用の円筒形ニカド組電池製造販売市場における競争に及ぼす影響は限定的と考えられる。

### (2) 協調的行動による競争の実質的制限

現在、非常用放送設備用の円筒形ニカド組電池製造販売市場には当事会社グループしかおらず、本件行為により当該市場における競争単位が2つから1つとなることから、協調的行動による競争の実質的制限は生じない。

## 3 防火シャッター（連動中継器）用の円筒形ニカド組電池製造販売業

**(1) 単独行動による競争の実質的制限****ア 当事会社グループの地位及び競争者の状況**

当事会社グループ以外に防火シャッター（連動中継器）用の円筒形ニカド組電池を製造している事業者はおらず、競争者が存在しないため、競争者からの競争圧力は認められない。

しかしながら、前記第3の2(4)アに記載したとおり、円筒形ニカド組電池は、それを搭載する機器の仕様に合わせて製造される特注品である上、円筒形ニカド組電池の需要者は、円筒形ニカド組電池の購入先をある程度決めており、当該購入先以外からは余り購入しない傾向がある。

これらのことからすると、当事会社グループ間の競合の程度が限定的であり、本件行為が防火シャッター（連動中継器）用の円筒形ニカド組電池製造販売市場における競争に及ぼす影響は限定的と考えられる。

**イ 輸入**

防火シャッター（連動中継器）用の円筒形ニカド組電池の輸入品はないと考えられるため、輸入圧力は認められない。

**ウ 参入**

前記第3の1(2)及び3のとおり、ニカド電池は、ニッケル水素電池やリチウムイオン電池といったニカド電池以外の種類の二次電池への切替えが進んでおり、需要が縮小傾向にあるため、今後、新規参入を予定している事業者はない。したがって、参入圧力は認められない。

**エ 隣接市場からの競争圧力**

防火シャッター（連動中継器）用の円筒形ニカド組電池についてはニッケル水素電池への切替えが進んでおり、需要が縮小傾向にある。

この防火シャッター（連動中継器）用の円筒形ニカド組電池について進行しているニカド電池からニッケル水素電池への切替えの動きは、それ自体が当事会社グループによる同円筒形ニカド組電池の価格引上げに対する牽制力になっていると考えられる。

このため、隣接市場であるニッケル水素電池からの競争圧力が認められる。

**オ 需要者からの競争圧力**

需要者からの圧力があると評価できる事情は見当たらないため、需要者からの競争圧力は限定的と考えられる。

**カ 小括**

以上のとおり、防火シャッター（連動中継器）用の円筒形ニカド組電池は、



当事会社グループ以外に製造販売している事業者がいないため競争者からの競争圧力は認められず、輸入圧力及び参入圧力も認められない。また、需要者からの競争圧力も限定的である。

しかし、防火シャッター（連動中継器）用の円筒形ニカド組電池についてはニカド電池からニッケル水素電池への切替えが進んでいる状況にあることから、隣接市場からの競争圧力が認められると考えられる。

さらに、円筒形ニカド組電池は搭載する機器それぞれの仕様に合わせて製造される特注品である上、円筒形ニカド組電池の需要者は、円筒形ニカド組電池の購入先をある程度決めており、当該購入先以外からは余り購入しない傾向があることからすれば、防火シャッター（連動中継器）用の円筒形ニカド組電池における当事会社グループ間の競合の程度が限定的であり、本件行為が防火シャッター（連動中継器）用の円筒形ニカド組電池製造販売市場における競争に及ぼす影響は限定的と考えられる。

## (2) 協調的行動による競争の実質的制限

現在、防火シャッター（連動中継器）用の円筒形ニカド組電池製造販売市場には当事会社グループしかおらず、本件行為により当該市場における競争単位が2つから1つとなることから、協調的行動による競争の実質的制限は生じない。

## 4 経済分析

当事会社グループから提出された販売実績データ等を用いて、当事会社グループ間の競合の程度等を把握する目的で、水平関係にある円筒形ニカド素電池、非常用放送設備用の円筒形ニカド組電池及び防火シャッター（連動中継器）用の円筒形ニカド組電池の価格に関する定量的な分析として、円筒形ニカド素電池及び各用途の円筒形ニカド組電池ごとに個別製品ごとの価格に関する比較分析等を実施した。

その結果、円筒形ニカド素電池については、パナソニックグループのいくつかの個別製品に関する価格上昇に対して、古河電池の同価格帯の個別製品の価格・数量が特段反応していないということが観察され、当事会社グループ間の競合の程度は余り高い可能性があることが示唆された。他方、非常用放送設備用の円筒形ニカド組電池及び防火シャッター（連動中継器）用の円筒形ニカド組電池については、一部の個別製品を除いた全ての個別製品の価格について大きな変動なく推移しており、当事会社グループ間の競合の程度の大小については判断できなかった。

## 5 小括

以上のとおり、①円筒形ニカド素電池製造販売業については、その川下市場で

ある円筒形ニカド組電池において進行しているニッケル水素電池等への切替えの動きそれ自体が当事会社グループによる円筒形ニカド素電池の価格引上げに対する牽制力になっていると考えられるため、間接的な隣接市場であるニッケル水素電池等からの競争圧力が認められる。

②非常用放送設備用の円筒形ニカド組電池製造販売業及び③防火シャッター（連動中継器）用の円筒形ニカド組電池製造販売業については、円筒形ニカド組電池について進行しているニカド電池からニッケル水素電池等への切替えの動きそれ自体が当事会社グループによる円筒形ニカド組電池の価格引上げに対する牽制力になっていると考えられるため、隣接市場であるニッケル水素電池等からの競争圧力が認められる。

また、上記①ないし③における当事会社グループ間の競合の程度が限定的であり、本件行為が競争に及ぼす影響は限定的であると考えられる。

さらに、上記①ないし③のいずれにおいても、本件行為により、当該市場における競争単位が2つから1つとなることから、協調的行動による競争の実質的制限は生じない。

したがって、本件行為により、当事会社グループの単独行動又は協調的行動により、上記①ないし③における競争を実質的に制限することとはならないと判断した。

## 第7 結論

本件行為により、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとはならないと判断した。